

平成29年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計予算

平成29年度舞鶴市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,221,790千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

平成29年 2月27日 提出

舞鶴市長 多々見良三

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		906,561
	1 後期高齢者医療保険料	906,561
2 使用料及び手数料		131
	1 手数料	131
3 繰入金		313,594
	1 一般会計繰入金	313,594
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,503
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,501
	3 雑収入	1
歳入合計		1,221,790

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		41,813
	1 総務管理費	37,647
	2 徴収費	4,166
2 後期高齢者医療金		1,177,936
	1 後期高齢者医療金	1,177,936
3 公債費		40
	1 公債費	40
4 諸支出金		1,501
	1 償還金及び還付加算金	1,501
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,221,790